

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十年一月二十九日

同	同	同	広島県監査委員
赤	奥	東	安
木			井
稔	兆	保	裕
明	生	幸	典